

財務省告示第二百四十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年六月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年七月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百八 十六回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で七百五十億円	七百四十九億四千万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年六月二十日

十 発行 額面金額百円につき九十九円九

十二 初利 年一・八パーセント
期率 平成十九年十二月二十日を支払

は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十四号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 第二期 以後の利子
毎六月二十日及び十二月二十

十四 償還 利率をその日以前六月間に属す

十五 償還 額面金額百円につき百円

十六 元利 日本銀行

十七 払込 期日 平成十九年六月二十日